

平成 28 年台風第 10 号に係る環境省の対応について  
(災害廃棄物等関係) 【第 2 報】

1. 環境省の対応状況

- 8 月 31 日
- 各地方環境事務所に対して被害状況の収集を指示
  - 北海道及び東北地方環境事務所に災害対策本部を設置
  - 政府調査団に担当官を派遣し、被害状況を調査（岩手県）
  - 「災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用」について事務連絡を発出
  - 「災害廃棄物に関する害虫・悪臭対策等の留意事項」について事務連絡を発出
  - 「水害による災害廃棄物処理の留意点」について事務連絡を発出
- 9 月 1 日
- 政府調査団の担当官が、岩手県久慈市及び岩泉町の被害状況を調査
  - 北海道地方環境事務所職員が、北海道南富良野町の被害状況を調査
  - 地方環境事務所職員及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-net）の専門家を現地（北海道庁及び岩手県庁）に派遣し、仮置場の設置・管理など、災害廃棄物処理に関する技術的助言・支援を行う
  - 環境省ホームページに、「平成 28 年台風第 10 号における災害廃棄物対策について」として対応状況を掲載

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h28taihu10.html>

- 9月2日
- 北海道地方環境事務所職員 1名及び専門家 1名が、北海道芽室町及び新得町を中心に被害状況の確認を行う（北海道十勝総合振興局職員同行）
  - 東北地方環境事務所職員 1名及び専門家 2名が、岩手県久慈市、岩泉町及び宮古市の災害廃棄物仮置場等の確認を行う
  - 岩手県庁に専門家 1名を配置し情報収集や技術的支援を行う

## 2. 今後の対応

- 今般の大雨等により発生した災害廃棄物について、処理方法等に関する技術的助言を行うとともに、災害等廃棄物処理事業費補助金等により被災市町村への財政支援措置を行い、処理が円滑に進むよう支援を行う。